平成２６年（フ）第２２０号
埼玉県草加市瀬崎２丁目50番22―107号
債務者　小林　美幸（旧姓朝倉・秋元）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
埼玉県八潮市大字木曽根470番地５
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
埼玉県越谷市大字増森2478番地４
債務者　伊藤　正延
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
埼玉県川越市的場北１丁目15番地12
債務者　工藤　昌宏
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２９号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2956番地４　昭和コーポ富田105
債務者　金﨑あゆみ
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字森250番地―11棟103号
債務者　荒川　美子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目13番７号　ウイッシュメゾン103
債務者　脇坂　千秋
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５０号
北海道苫小牧市明徳町３丁目15番15号
債務者　前田はるみ
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５７号
青森県八戸市下長５丁目３番29―13号　県営住宅
債務者　西村　英信
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
仙台市青葉区福沢町８番33―305号
債務者　相馬　祐輔
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
福島県いわき市平字白銀町８―８　ホテルサンシャインいわき、住民票上の住所神奈川県厚木市妻田西１丁目１番９号
債務者　久川賢太郎
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９１号
新潟市東区中野山７丁目11番18号　マイスウィートホーム105号、前住所新潟市東区津島屋６丁目１番地１　クレスト檜104
債務者　片野　和幸
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
新潟市西蒲区漆山7129番地５　コーポインター104号、前住所新潟市南区七軒224番地の６
債務者　松原　末子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１号
新潟市中央区万代２丁目３番22号　リヴィエール万代901
債務者　田村　和隆
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８号
新潟市北区早通南５丁目１番７―21号
債務者　渡邉　レイ
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６２号
岐阜県山県市高富693番地４
債務者　伊藤　友和
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
岐阜市青柳町５丁目13番地　コーポ藤22号室
債務者　山田　ミヨ
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岐阜地方裁判所